



2019年10月11日

各 位

会社名 株式会社メタックス
代表者名 代表取締役社長 山崎 祐一郎
(コード番号：6172 東証マザーズ)
問合せ先 企画本部長 尹 喜重
(TEL. 03-6459-4670)

第三者割当による第15回新株予約権及び
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2019年10月11日開催の当社取締役会において、下記の通り、第三者割当による第15回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）の発行について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

第15回新株予約権

(1) 割 当 日	2019年10月29日
(2) 発行新株予約権数	12,542個
(3) 発行価額	総額11,062,044円（本新株予約権1個当たり882円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,254,200株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は897円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,254,200株です。
(5) 調達資金の額	1,511,085,244円（差引手取概算額：1,499,037,244円）（注） （内訳） 本新株予約権発行分 11,062,044円 本新株予約権行使分 1,500,023,200円
(6) 行使価額	当初行使価額 1,196円 2020年4月29日、2021年4月29日及び2022年4月29日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	額。) (以下「修正日価額」という。) が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額 (以下に定義する。) を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、897円とする。						
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。						
(8) 割当予定先	<table border="0"> <tr> <td>投資事業有限責任組合インフレクションII号</td> <td>8,171 個</td> </tr> <tr> <td>Inflexion II Cayman, L.P.</td> <td>3,267 個</td> </tr> <tr> <td>フラッグシップアセットマネジメント投資組合 85号</td> <td>1,104 個</td> </tr> </table>	投資事業有限責任組合インフレクションII号	8,171 個	Inflexion II Cayman, L.P.	3,267 個	フラッグシップアセットマネジメント投資組合 85号	1,104 個
投資事業有限責任組合インフレクションII号	8,171 個						
Inflexion II Cayman, L.P.	3,267 個						
フラッグシップアセットマネジメント投資組合 85号	1,104 個						
(9) その他	<p>当社は、投資事業有限責任組合インフレクションII号、Inflexion II Cayman, L.P. 及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 85号 (以下、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。) との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約 (以下「本引受契約」といいます。) を締結する予定です。</p> <p>当社は、本引受契約において、①割当予定先が本新株予約権を保有している限り、払込期日から2024年10月29日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと (但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合及び事業会社との資本業務提携に基づき株式等が発行する場合を除きます。)、②割当予定先が本新株予約権を保有している限り、払込期日から2024年10月29日までの間、当該発行又は処分の相手方である第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、③割当予定先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件 (割当予定先が株式の保有割合を維持するために必要な範囲に限ります。) にて発行又は処分すること、及び④割当予定先が本引受契約に記載の所定の期間内に当社に対して本株式等の引受けを希望する旨の通知をしなかったときは、割当予定先は引受けを希望しないものとみなされ、当社は、当該条件にて第三者に対して株式等の発行又は処分を行うことができることを約束する予定です。</p> <p>その他、別紙1記載の本新株予約権の発行要項第17項に本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要さないものとする旨定められております。また、本引受契約において、本引受契約上の地位は相手方当事者の事前の書面による同意なく、譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない旨定められております。</p> <p>なお、本新株予約権を割当予定先に割当てる日は2019年10月29日とする予定であります。</p>						

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

第1回新株予約権付社債

(1) 払 込 期 日	2019年10月29日 本新株予約権付社債を割当てる日は2019年10月29日とする。 但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権付社債の割当の条件とする。
(2) 新株予約権の総数	49個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,254,170株
(5) 調達資金の額	1,499,988,000円(差引手取概算額:1,488,036,000円)
(6) 転換価額	1株あたり1,196円 2020年4月29日、2021年4月29日及び2022年4月29日(修正日)において、当該修正日まで(当日を含む。)の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、897円とする。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	投資事業有限責任組合インフレクションII号 32個 InfleXion II Cayman, L.P. 13個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号 4個
(9) 利 率	年1.2%
(10) そ の 他	当社は、投資事業有限責任組合インフレクションII号、InfleXion II Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合85号(割当予定先)との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約(本引受契約)を締結する予定です。本引受契約において、以下の内容が定められる予定です。なお、本新株予約権付社債を割当予定先に割当てる日は2019年10月29日とする予定であります。 (1) 割当予定先は、2019年10月30日から2020年10月29日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。 (2) (1)にかかわらず、①当社の2020年12月期以降の連結会計年度における連結損益計算書上に記載される営業損益が2期連続で損失となった場合、②当社の各連結会計年度末における連結財政状態計算書上の親会社の所有者に帰属する持分合計が、直前の連結会計年度末(但し、2019年12月期以降の連結会計年度に限ります。)における連結財政状態計算書上の親会社の所有者に帰属する持分合計の額の70%を下

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	<p>回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反(当該違反の是正が可能な場合において当社が割当予定先からの通知を受けて相当期間内に当該違反を是正したとき及び軽微な違反を除きます。)した場合には、割当予定先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。</p> <p>(3) 当社は、本引受契約において、①割当予定先が本新株予約権付社債を保有している限り、払込期日から2024年10月29日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと(但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合及び事業会社との資本業務提携に基づき株式等を発行する場合を除きます。)、②割当予定先が本新株予約権付社債を保有している限り、払込期日から2024年10月29日までの間、当該発行又は処分の相手方である第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、③割当予定先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件(割当予定先が株式の保有割合を維持するために必要な範囲に限ります。)にて発行又は処分すること、及び④割当予定先が本引受契約に記載の所定の期間内に当社に対して本株式等の引受けを希望する旨の通知をしなかったときは、割当予定先は引受けを希望しないものとみなされ、当社は、当該条件にて第三者に対して株式等の発行又は処分を行うことができるものとします。</p> <p>(4) 割当予定先は、当社に対して、利払日(別紙2記載の本新株予約権付社債の発行要項第13項第(1)号に定義します。以下同じです。)以外の日を償還日として、本新株予約権付社債の発行要項第12項第(2)号(ロ)に基づく本新株予約権付社債の繰上償還を行うことを請求しないものとします。</p> <p>(5) 割当予定先は、別紙2記載の本新株予約権付社債の発行要項第12項第(2)号(ロ)①、②又は③に定める事由が生じた場合には、当社に対して、当該①、②又は③に定める方法による通知を行った上で、残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、当該①、②又は③に定める償還金額と当該買入日の直前の利払日の翌日から当該買入日までの期間に係る利息相当額の合計額にて、買入れることを請求できるものとします。但し、当該請求に係る買入日を利払日と同日と定めることはできないものとします。</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

当社グループは「テクノロジーでお金と経済のあり方を変える」のコーポレートミッションのもと、成長性の高いインターネット領域に経営資源を集中し事業を展開しております。当該領域は、スマートフォンやタブレット、ウェアラブル端末といったデバイスの普及に加え、Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどのソーシャルメディアの拡大、クラウドや人工知能(AI)の進化、ブロックチェーンや暗号資産といった新しいテク

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

ノロジーやサービスの出現により劇的な変化を続けております。これらの市場規模は世界的にも一層の拡大が見込まれ、関連事業を提供する当社グループの収益機会も大きく広がるものと考えております。このような事業環境のもと、当社グループは、マーケティング関連事業及びファイナンス関連事業を2つの事業の柱としながら、積極的に新規サービスの開発を行っております。創業当初は、国内におけるインターネット広告事業を中心に展開しておりましたが、現在ではファイナンス関連事業がグループ売上高の約8割を占めるまでに拡大、また、中華圏及び韓国を中心とした海外事業も堅調に推移し、海外売上高はグループ全体の約6割を占めております。連結子会社も20社まで増加し、当社グループの事業規模は急速に拡大しております。当社グループの国内外における事業基盤を維持し、更に強固なものにするためにも、当社及び当社子会社における継続したサービスの刷新や安定した人材確保が重要と考えております。

上記を踏まえ、当社は、2017年1月26日開催の取締役会において、第三者割当による第12回、第13回新株予約権及び私募による第1回無担保社債(引受人:クレディ・スイス証券株式会社、額面総額:2,500,000,000円、払込金額:額面100,000,000円につき94,846,290円、利率:利息なし、償還期限:2020年2月13日)を同時に発行することを決議し、これまでに第12回新株予約権の一部行使により、1,429百万円の資金を調達し、全額を当初の資金用途である無担保社債の買入消却資金(495百万円)及び国内外のM&A資金(933百万円)に充当いたしました。現在の当社株価水準が下限行使価額を下回っていることから、残存する新株予約権の行使による資金調達の実現可能性が低いと判断し、2019年9月27日開催の取締役会において決定したとおり、第12回新株予約権の未行使分(3,004個)と第13回新株予約権の全部(6,100個)を取得・消却するとともに無担保社債の残額(1,986百万円)を買入消却(詳細につきましては、当社が公表した2019年9月27日付「第12回新株予約権及び第13回新株予約権(行使許可条項付)の取得及び消却並びに第1回無担保社債の買入消却に関するお知らせ」をご参照ください。)することとし、改めて資金需要と最適な資金調達手段を慎重に検討した結果、今般、当社子会社の運転資金に充当することを目的として、本新株予約権及び本新株予約権付社債を発行することといたしました。

本新株予約権により調達する資金の用途の詳細は、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の通りです。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,011,073,244	24,000,000	2,987,073,244

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用は、主に、弁護士費用(5百万円)、反社会的勢力調査費用及び第三者算定機関報酬費用(2百万円)、財務代理人費用(11百万円)及びその他事務費用(印刷事務費用及び登記費用(6百万円))等からなります。
 3. 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途

上記差引手取概算額2,987,073,244円(本新株予約権1,499,037,244円、本新株予約権付社債1,488,036,000円)につきましては、当社グループの国内外における事業基盤の維持及び強化のための資金として、2024年10月までに全額を子会社への投融資資金に充当する予定です。なお、調達した資金は、実際の支出までは、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。かかる資金の内訳については以下の通

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
 本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

りです。

差引手取概算額の内訳として、本新株予約権付社債による差引手取概算額 1,488,036,000 円につきましては、主に株式会社メタップスペイメントへの融資（給与即時払いサービス「CRIA（クリア）」の事業拡大）に充当する予定です。また、本新株予約権による差引手取概算額 1,499,037,244 円につきましては株式会社メタップスペイメントへの融資（給与即時払いサービス「CRIA（クリア）」の事業拡大）及び株式会社メタップスアルファへの投融資（事業立ち上げに必要な運転資金）の各使途に、この優先順序で充当する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 株式会社メタップスペイメントへの融資（給与即時払いサービス「CRIA（クリア）」の事業拡大）	2,700 (本新株予約権付社債 1,500、本新株予約権 1,200)	2019年10月～2024年10月
② 株式会社メタップスアルファへの投融資（事業立ち上げに必要な運転資金）	287 (本新株予約権 287)	2020年10月～2024年10月

<資金調達のための主な目的>

当社グループは、創業当初より継続する国内におけるインターネット広告サービスを始め、マーケティング関連事業及びファイナンス関連事業を二つの事業の柱としながら事業を展開しております。現在では海外売上高がグループ全体の約6割、ファイナンス関連事業がグループ全体の約8割を占めるまでに成長し、事業規模や多様性が急速に変化しております。2018年8月期においては、ファイナンス関連事業が堅調に拡大したことにより、売上高は前年同期比大幅に増加した一方、事業拡大や新規事業への投資に伴う人件費、外注費、M&Aに伴う買収費用等が増加した結果、売上高 21,141 百万円、営業損失 214 百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失 454 百万円となりました。また、当社を取り巻く事業環境は、技術の革新やサービスのグローバル化によって目まぐるしい変化を遂げており、当社グループの国内外における事業基盤を維持し、更に強固なものにするためには、当社および当社子会社における継続したサービスの刷新や安定した人材確保が重要と考えております。当社グループでは、事業子会社が各サービスの運営を担い、当社は実質持株会社として機能し、当社からの投融資の形で、子会社・関係会社各社に運転資金を提供しております。2019年8月末現在、4,794 百万円の現金及び現金同等物を保有しておりますが、その大部分は子会社の運転資金であります。第一回無担保社債の買入償還（1,986 百万円）に際し、本来子会社の運転資金として供給するための手元資金を充当したため、本資金調達により子会社への投融資資金を追加調達することといたしました。なお、運転資金には、主要事業であるマーケティング関連事業やファイナンス関連事業におけるサービス内容の拡充のためのシステム開発費や広告宣伝費、新規人材の採用費、人件費等が含まれます。なお、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金使途の内訳については変更する可能性があります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。割当予定先による新株予約権の行使が行われるためには市場における当社株価が行使価額を一定程度上回る必要が生じます。したがって、市場における当社株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権の全部又は一部が行使されない場合には、事業推進のスピードを調整し、自己資金や借入金により不足分を充当する予定であります。

<手取金の使途について>

(ア) 株式会社メタップスペイメントへの融資

当社グループのファイナンス関連事業における主力子会社である株式会社メタップスペイメントは、日本国内の顧客向けに決済代行サービスを展開しており、株式会社メタップスペイメントの 2018 年 8 月期の売

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

上高は3,439百万円、営業利益は202百万円であり、2018年8月末時点において3,241百万円の現金及び預金を保有しております。同事業の属する決済代行サービスの市場は消費者向けEC市場の拡大と共に今後中長期的に安定的な成長が見込まれる分野である一方、サービスの差別化なしには価格競争に陥るリスクが高く、当社グループにおいても新規サービスの開発に積極的に取り組んでおり、また、新規サービスの開発には現在保有する運転資金とは別に資金調達が必要であると考えております。給与即時払いサービス「CRIA(クリア)」は、2018年10月に法人顧客の従業員向け福利厚生の一環として開発されたサービスであり、ユーザとなる従業員は「CRIA(クリア)」を利用することで、これまで月一度の支払いであった給与を各々必要なタイミングで申請、出金することが可能となります。従業員の申請、出金から本来の給与支払日までは顧客である法人企業に代わりメタップスペイメントが支払いを建て替えることとなります。これらの新規サービスの強化・拡大に伴い運転資金の増加を見込んでおり、調達する資金のうち、本新株予約権付社債の発行によって調達する資金(1,500百万円)及び本新株予約権の発行によって調達する資金(1,200百万円)は優先的に株式会社メタップスペイメントへの融資に充当することを想定しております。仮に同事業の拡大スピードが想定を下回り、資金需要が限定的であった場合、資金用途を変更する可能性があります。

(イ) 株式会社メタップスアルファへの投融資

当社グループは、ブロックチェーン技術を活用したサービス開発に積極的に取り組んでおります。同市場は規制含め現時点では不確定な要素が多いものの、中長期的に同技術がもたらす潜在的な影響及び関連する市場規模は投資に値すると判断しております。株式会社メタップスアルファは、国内において当社グループのブロックチェーン関連事業を展開する子会社であります。当該子会社はこれまで仮想通貨交換業者登録に向けて準備を進めておりましたが、サービスの実質稼働はしておらず、当該事業による収益は限定的となっております。今後、同社が提供するデジタルアイテムの売買プラットフォーム「mime(ミーム)」(2019年9月にβ版を開始)をはじめとするブロックチェーン関連事業が本格稼働を開始するにあたり、システム開発費(150百万円)及び人件費(137百万円)の資金需要を想定しており、当社から投資を行う予定でおります(287百万円)。

<新株予約権及び新株予約権付社債による資金調達を選択する理由>

当社は、一層の事業拡大及び収益力向上のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

- ① 公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、流通市場への株式数の流入が即時に発生するため、株価に大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債による資金調達手法は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待されます。また、新株予約権付社債のみを発行する場合、当社が償還義務を負う負債が増えることから、資本性があり、かつ、希薄化の影響も抑制できる新株予約権を併せて発行することといたしました。
- ② 新株予約権による資金調達は、一般に、転換社債型新株予約権付社債と同様に即時の希薄化を避けることができる反面、当初想定していた時期、金額での資金調達ができない可能性があります。そこで、転換社債型新株予約権付社債と組み合わせることで、払込期日にまとまった資金調達(総額1,511,050,044円)ができることとしております。
- ③ 銀行借入れにより調達した場合、満期での元本の返済が必要となるところ、転換社債型新株予約権付社債では将来的に株価が上昇し株式への転換が進む場合には、額面相当額の返済を要せず、財務基盤が強化することが期待されます。

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう割当予定先と協議した結果、

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

本新株予約権及び本新株予約権付社債の調達資金による一層の事業拡大及び収益力向上を確認するために相当な期間として、2019年10月30日から2020年10月29日までの期間は本転換社債型新株予約権を行使しない旨を本引受契約で合意しております（但し、①当社の2020年12月期以降の連結会計年度における連結損益計算書上に記載される営業損益が2期連続で損失となった場合、②当社の各連結会計年度末における連結財政状態計算書上の親会社の所有者に帰属する持分合計が、直前の連結会計年度末（但し、2019年12月期以降の連結会計年度に限る。）における連結財政状態計算書上の親会社の所有者に帰属する持分合計の額の70%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（当該違反の是正が可能な場合において当社が割当予定先からの通知を受けて相当期間内に当該違反を是正したとき及び軽微な違反を除く。）した場合は除く。）。一方で、割当予定先は、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としていることから、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使が可能な期間において、当社普通株式の株価等を勘案の上で割当予定先が適切と判断した時点で、株式への転換が行われることとなります。

また、本新株予約権及び本新株予約権付社債は、当初行使価額及び転換価額が時価よりも20%高い価額に設定され、株価上昇時の局面においても、発行後の1株当たり利益の潜在的な希薄化を抑制する効果が期待されます。

加えて、本引受契約には、(i)当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、(ii)当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当した場合又はその具体的なおそれがあると合理的に認められる場合、(iii)本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。）の60%（但し、1円未満は切り捨てる。）を下回った場合、(iv)いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2019年10月29日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。）の30%を下回った場合、(v)割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、又は、(vi)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができるものと定められる予定です。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。

以上の点により、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが割当予定先の利益にもつながるため、本引受契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権及び本新株予約権付社債を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の子会社への投融資資金に充当することによって、財務健全性を上昇させるとともに、急速に進む事業環境の変化に対応しつつ、強固な組織基盤を構築することにより当社グループの安定した業績拡大に寄与し、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。したがって、当該資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎 知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権及び本新株予約権付社債の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項等及び本引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等及び本引受契約の諸条件並びに評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権の公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（882円）を赤坂国際会計による価値評価額（882円）と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと、赤坂国際会計による価値評価額は2019年10月10日（取締役会決議日の前営業日）を評価基準日として算定されており、本日公表している「2019年12月期 第4四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」による影響は考慮されていないものの、本新株予約権の当初行使価額が時価よりも20%高い価額に設定されること、算定手続の中で本新株予約権の発行後の株価変動の可能性が考慮されていると考えられること、等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。なお、当初行使価額に付与するプレミアムの水準（20%）は、交渉時（2019年8～10月）における当社株価（3ヶ月の終値平均1,047円）の値幅制限である20～30%を踏まえ、割当先と協議した結果決定したものです。また、2019年12月期第4四半期の業績は、売上高11,507百万円（前年同期比12.4%増）、営業利益2,778百万円（前年同期は△124百万円）と前年同期比増収増益であるものの、その差異は前四半期から大幅に変動しておらず、「2019年12月期 第4四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」の発表に伴う株価への影響は限定的であると考えております。なお、本件は、当社子会社の資金繰りの観点より、10月中に払込が完了する日程で実施いたしました。

また、行使価額の下修正条項があり実質的に当初行使価額が上限である修正条件については、株価上昇時の局面における本新株予約権の行使による1株当たり利益の潜在的な希薄化を抑制する目的で当初行使価額が時価よりも20%高い価額に設定されていることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。

なお、当社監査等委員会は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び上記取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際会計に本新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本評価報告書を受領いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権付社債の発行要項等及び本引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等及び本引受契約の諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、割当予定先と協議の結果、1,196円と決定いたしました。なお、この転換価額は、2019年10月10日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値996円に対して20.0%のプレミアム、1ヶ月の終値平均1,015円に対して17.83%のプレミアム、3ヶ月の終値平均1,047円に対して14.23%のプレミアム及び6ヶ月の終値平均1,114円に対して7.36%のプレミアムとなります。また、本新株予約権付社債の転換価額は、割当予定先との協議により、各修正日ごとに各修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に修正されるものとし、当初の転換価額については2019年10月10日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%と同額、下限転換価額については当初転換価額を25%下回る額に設定されており、発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、転換価額の下方修正条項があり実質的に当初転換価額が上限である修正条件については、本新株予約権付社債の発行により速やかな資金調達ができることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格（各社債の金額100円につき金100円）を赤坂国際会計による価値算定評価額（各社債の金額100円につき99.2円から101.6円）の範囲内で決定しております。また、本社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益（本転換社債型新株予約権を付さずに本社債を発行していれば課されたであろう将来の利息の現在価値）と、本転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本転換社債型新株予約権の実質的な対価が本転換社債型新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではないこと、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと、赤坂国際会計による価値評価額は2019年10月10日（取締役会決議日の前営業日）を評価基準日として算定されており、本日公表している「2019年12月期 第4四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」による影響は考慮されていないものの、本新株予約権付社債の当初転換価額が時価よりも20%高い価額に設定されること、算定手続の中で本新株予約権付社債の発行後の株価変動の可能性が考慮されていると考えられること、等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、2019年12月期第4四半期の業績は、売上高11,507百万円（前年同期比12.4%増）、営業利益2,778百万円（前年同期は△214百万円）と前年同期比増収増益であるものの、その差異は前四半期から大幅に変動しておらず、「2019年12月期 第4四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」の発表に伴う株価への影響は限定的であると考えております。なお、本件は、当社子会社の資金繰りの観点より、10月中に払込が完了する日程で実施いたしました。

なお、当社監査等委員会は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権付社債に係る本評価報告書の結果及び上記取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本転換社債型新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本転換社債型新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本転換社債型新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本転換社債型新株予約権の実質的な対価は本転換社債型新株予約権の公正な価値を上回るものであることから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が当初行使価額1,196円によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数1,254,200株（議決権の数12,542個）及び本新株予約権付社債が当初転換価額1,196円によりすべて転換さ

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

れた場合に発行される当社普通株式の数 1,254,170 株（議決権の数 12,540 個）の合計数は 2,508,370 株（議決権の数 25,082 個）であり、これは、2019 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 13,566,910 株及び 2019 年 2 月 28 日現在の当社の総議決権の数 135,117 個の 18.49%及び 18.56%にそれぞれ相当します。また、本新株予約権が下限行使価額 897 円によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数 1,254,200 株（議決権の数 12,542 個）及び本新株予約権付社債が下限転換価額 897 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数 1,672,226 株（議決権の数 16,721 個）の合計数は 2,926,426 株（議決権の数 29,263 個）であり、これは、2019 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 13,566,910 株及び 2019 年 2 月 28 日現在の当社の総議決権の数 135,117 個の 21.57%及び 21.66%にそれぞれ相当します。

しかし、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、株式会社メタップスパイメントへの融資（給与即時払いサービス「CRIA（クリア）」の事業拡大）及び株式会社メタップスアルファへの投融資（事業立ち上げに必要な運転資金）に充当することにより、当社グループの国内外における事業基盤の維持及び強化に資するものと考えております。当社株式の過去 2 年間（2017 年 10 月から 2019 年 9 月まで）の 1 日当たりの平均出来高は 382,110 株であり、直近 6 か月間（2019 年 4 月から 2019 年 9 月まで）の同出来高においても 176,555 株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権がすべて行使され、本新株予約権付社債が当初転換価額 1,196 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数 2,508,370 株を行使期間である 5 年間で行使売却するとした場合の 1 日当たりの数量は 1,374 株となります。また、本新株予約権がすべて行使され、本新株予約権付社債が下限転換価額 897 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数 2,926,426 株を行使期間である 5 年間で行使売却するとした場合の 1 日当たりの数量は 1,603 株となり、上記過去 2 年間の 1 日当たりの出来高 0.42%、過去 6 か月間の同出来高の 0.91%程度となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号

(1)	名 称	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号	
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4)	組 成 の 目 的	主として日本国内の金融商品取引所に上場されている会社等が発行するエクイティ及びエクイティ関連証券に対するマイノリティ投資を行うこと	
(5)	組 成 日	2018 年 1 月 11 日	
(6)	出 資 額 の 総 額	31.08 億円	
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	InfleXion II GP, L.P. 1% その他の出資者については、日本国内の事業会社 3 社、銀行 2 社及び投資事業有限責任組合 1 つで構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
(8)	業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	InfleXion II GP, L.P.
		所在地	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	代表者の役職・名称	General Partner : Inflexion II GP, Inc.
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	出資約束金額	68,850,000 円
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

②Inflexion II Cayman, L.P.

(1) 名 称	Inflexion II Cayman, L.P.	
(2) 所 在 地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
(3) 設 立 根 拠 等	the Exempted Limited Partnership Law of the Cayman Islands	
(4) 組 成 の 目 的	主として日本国内の金融商品取引所に上場されている会社等が発行するエクイティ及びエクイティ関連証券に対するマイノリティ投資を行うこと	
(5) 組 成 日	2018年10月16日	
(6) 出 資 額 の 総 額	13.06 億円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	Inflexion II Cayman GP, L.P. 1% その他の出資者については、海外の事業会社3社及び海外個人投資家1名で構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	Inflexion II Cayman GP, L.P.
	所在地	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
	代表者の役職・名称	General Partner : Inflexion II Cayman GP, Inc.
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	出資約束金額	27,740,000 円
(9) 国内代理人の概要	該当なし。	
(10) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
--	--------------------	---

③フラッグシップアセットマネジメント投資組合 85 号

(1)	名 称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合 85 号	
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号	
(3)	設 立 根 拠 等	民法に規定する任意組合	
(4)	組 成 の 目 的	投資	
(5)	組 成 日	2019 年 9 月 4 日	
(6)	出 資 額 の 総 額	1.5 億円	
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	業務執行組合員である株式会社フラッグシップアセットマネジメント（出資比率：99.9%）と、1名の一般組合員（個人）（出資比率：0.1%）から出資されております。	
(8)	業務執行組合員の概要	名称	株式会社フラッグシップアセットマネジメント
		所在地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
		代表者の役職・氏名	代表取締役 馬場勝也
		事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
		資本金	10,000,000 円
(9)	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。	
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

(注) 当社は、割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号、Inflexion II Cayman, L.P. 及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 85 号、並びに各割当予定先の業務執行組合員及びその代表者、また割当予定先全出資者のうち未上場企業及び個人について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂 2-8-11、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社からは、公開情報と各種データベース（主な情報ソース：各種公開情報・公簿／デスクトップサーチ（各種有料データベース、メディア記事、ウェブ上でアクセス可能な情報等））から遍く関連情報を収集するとともに、必要に応じ人的情報源を通じた情報収集と関係先現地での調査を行ったとの報告を受けております。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領しております。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当予定先として投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号、InfleXion Ⅱ Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合85号を選定した理由は次のとおりです。

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、今後当社グループの国内外における事業基盤を維持及び強化を図る方針です。かかる方針に基づく必要資金の調達及び財務戦略等について検討するに際して、当社社長及び企画本部長が M&A や事業提携等に関する情報交換を行っていた株式会社アドバンテッジパートナーズへ相談したところ、同社を通じて、当社への事業上の支援やネットワークを通じた情報提供が見込まれ、複数の上場会社への投資実績があり信頼性を有するアドバンテッジアドバイザーズ株式会社（東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス / 代表取締役・笹沼泰助、以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。）を紹介されました。当社は、アドバンテッジアドバイザーズより、当社への経営上のアドバイスやネットワークを通じた情報（事業パートナーや M&A 案件などの情報。以下同じです。）の提供が可能である旨の連絡を受けました。また、アドバンテッジアドバイザーズより、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、複数の上場会社への投資実績を有し信頼性のあるアドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンドを割当予定先候補として紹介されました。アドバンテッジアドバイザーズは、サービスを提供するファンドの投資リターンを最大化するために、ファンドの投資先である上場会社に対して経営及び財務に関するアドバイスの提供と、自社のネットワークを活用した情報（メタップスペイメントにおける給与即時払いサービス（CRIA）の導入が見込まれる大手外食・小売企業などの情報）の提供を行っております。当社は、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンドに対して本新株予約権及び本新株予約権付社債の第三者割当を行うことにより、資金調達のみならず、新規取引先の紹介等の経営支援を受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると判断しました。すなわち、調達資金を、子会社・関係会社への投融資資金に充当することで、企業価値向上と持続的な成長を図るとともに、アドバンテッジアドバイザーズの複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績から培われた経営及び財務に関する専門知識に基づく戦略的なアドバイスと豊富なネットワークの活用とを両立させ、かつ、本新株予約権付社債の発行により利息の負担が少なく多額の資金を確実にかつ迅速に調達できるとともに、本新株予約権が当社の想定どおりに行使された場合には当社の財務基盤の強化に資するものであり、これらにより当社の企業価値の向上を図ることができると判断し、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号、InfleXion Ⅱ Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合85号を第三者割当の割当予定先として選定いたしました。また、アドバンテッジアドバイザーズとは、2019年10月11日付で、セールス協力、投資先との連携、M&A・PMI 協力、人材採用協力及び IR 協力を内容とした事業提携契約の締結を予定しております。なお、当社とアドバンテッジアドバイザーズとの事業提携に関する詳細につきましては、本日付公表の当社プレスリリース「事業提携に関するお知らせ」も合わせてご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収)を目的として、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。ただし、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ保有又は売却する可能性があるほか、下記「g 払込みに要する資金等の状況」に記載のとおり、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行った場合には、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しております。なお、上記「1. 募集の概要 第1回新株予約権付社債 (9) その他」に記載のとおり、2019年10月30日から2020年10月29日までの期間は、原則として、割当予定先は本転換社債型新株予約権を行使できない予定です。

なお、アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンド間において、保有する本新株予約権及び本新株予約権付社債を頻繁に移管する可能性が高く、都度の承認に要する時間を省略したいとのアドバンテッジアドバイザーズからの要請を受け、当社にて検討した結果、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行要項並びに本引受契約においては、アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンド間における移管の可能性を踏まえて、本新株予約権及び本新株予約権付社債につき譲渡制限は付されておりませんが、上記のとおり、割当予定先から、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につき、基本的には中長期的に保有する旨の説明を口頭にて受けているほか、上記「(2) 割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、2019年10月11日付で、割当予定先にサービスを提供するアドバンテッジアドバイザーズとの間で、セールス協力、投資先との連携、M&A・PMI 協力、人材採用協力及び IR 協力を内容とした事業提携契約の締結を予定しており、同社とは中長期的な関係を想定していることから、譲渡制限の有無にかかわらず、本新株予約権及び本新株予約権付社債が第三者に譲渡されるおそれは低いものと認識しております。仮に、本新株予約権又は本新株予約権付社債が第三者に譲渡される場合には、アドバンテッジアドバイザーズから当社に速やかに事前報告を受けることに合意しており、当社として必要な開示を行う予定です。また、当該譲渡先及びその関係者について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否か、保有方針、払込に要する資金の確認等の調査を行う予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在については、本新株予約権及び本新株予約権付社債のそれぞれの割当予定先の取引銀行が発行する残高証明書(投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号については2019年9月25日付、Inflexion II Cayman, L.P.については2019年9月25日付、フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号については2019年9月24日付。但し、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びInflexion II Cayman, L.P.については同年9月24日現在、フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号は同年9月19日現在の残高)を入手し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額の払込みに足る現金預金を保有していることを確認しております。なお、当社は、割当予定先より、書面にて、当該残高証明書に記載の現金預金のうち本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額の払込みに必要な金額については、かかる払込みに充当する旨を確認しております。一方、本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確認することはできておりませんが、割当予定先は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行い、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しているため、現時点で本新株予約権の行使のために資金を確保しておくことが必要ではありません。アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供するファンドは、当社を含む多数の会社の新株予約権や新株予約権付社債も引き受けておりますが、それらの会社の中には本件と概ね同様のスキームが採用されているものがあり、新株予約権の行使又は新株予約権付社債の転換により取得した当該会社の株式を売却することで新株予約権の行使に必要な資金を調達する旨

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

を聴取により確認しております。

かかる確認結果を踏まえ、当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額並びに本新株予約権の行使に必要な資金の総額の払込みに確実性があると判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2019年2月28日現在)		募集後	
佐藤 航陽	24.89%	佐藤 航陽	20.99%
株式会社SBI証券	4.94%	投資事業有限責任組合インフレクションII号	10.20%
日本瓦斯株式会社	3.22%	株式会社SBI証券	4.17%
GMOクリック証券株式会社	3.12%	Inflexion II Cayman, L.P.	4.11%
山崎 祐一郎	2.91%	日本瓦斯株式会社	2.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.70%	GMOクリック証券株式会社	2.63%
資産管理サービス信託銀行株式会社	1.32%	山崎 祐一郎	2.46%
株式会社セガゲームス	1.11%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.43%
みずほ証券株式会社	1.04%	フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号	1.33%
J.P.MORGAN SECURITIES PLC 常任代理人 JPモルガン証券株式会社	1.02%	資産管理サービス信託銀行株式会社	1.11%

- (注) 1 募集前の大株主及び持株比率は、2019年2月28日現在の所有株式を、同日の発行済株式総数で除して算出しております。
- 2 募集後の大株主及び持株比率は、2019年2月28日現在の発行済株式総数に、本新株予約権がすべて行使され、また本新株予約権付社債が転換価額1,196円によりすべて転換された場合に交付される当社普通株式2,508,370株を加えて算定しております。
- 3 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
- 4 弁護士今津幸子より2019年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書の提出があり、クレディ・スイス証券株式会社が報告義務発生日である2019年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主及び持株比率には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数	総議決権数に対する所有議決数の割合
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号泉 ガーデンタワー	15,800	0.12

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- 5 佐藤航陽より2019年4月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書の提出があり、佐藤航陽が報告義務発生日である2019年4月17日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主及び持株比率には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数	総議決権数に対する所有議決数の割合
佐藤航陽	東京都新宿区	2,766,000	20.47

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が当社グループの業績に与える影響は軽微であります。当社は、今回の第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図りながら、今後アドバンテッジアドバイザーズから得られる助言により、変化に富む事業環境の下でも経営改革を推し進めることができると考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、①本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使又は転換により交付される普通株式に係る議決権数が2019年5月31日現在における当社の発行済株式総数の25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権及び本新株予約権付社債全てが行使又は転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単位：百万円）

	2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期
連結売上高	8,817	13,572	21,141
連結営業利益又は連結営業損失(△)	△333	251	△214
親会社の所有者に帰属する当期連結利益又は当期連結損失(△)	△718	260	△454
親会社の所有者に帰属する持分帰属持分	7,237	6,582	7,787
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	559.42	504.12	576.36
基本的1株当たり当期連結利益又は1株当たり当期連結損失(△)(円)	△56.83	20.12	△33.89

(注) 当社は2017年8月期より国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）による連結財務諸表を作成しております。また、2016年8月期についても2015年9月1日を移行日としたIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2019年5月31日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	13,538,210 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	965,700 株	7.13%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、第12回新株予約権 (300,400株)、第13回新株予約権 (行使許可条項付) (610,000株) 及びストック・オプション (55,300株) によるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期
始 値	2,831 円	1,150 円	3,370 円
高 値	3,660 円	4,485 円	4,740 円
安 値	901 円	1,110 円	1,900 円
終 値	1,150 円	3,125 円	2,594 円

② 最近6か月間の状況

	2019年 5月	2019年 6月	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2019年 10月
始 値	1,172 円	1,080 円	1,251 円	1,101 円	990 円	1,006 円
高 値	1,212 円	1,360 円	1,352 円	1,120 円	1,063 円	1,050 円
安 値	1,046 円	1,060 円	1,095 円	919 円	985 円	994 円
終 値	1,108 円	1,226 円	1,107 円	984 円	1,013 円	996 円

(注) 2019年10月の株価については、2019年10月10日現在で表示しております。

④ 発行決議日前日における株価

	2019年10月10日現在
始 値	1,010 円
高 値	1,015 円
安 値	994 円
終 値	996 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第12回新株予約権及び第13回新株予約権 (行使許可条項付) の発行

割当日	2017年2月13日
発行新株予約権数	13,100 個 第12回新株予約権 7,000 個 第13回新株予約権 6,100 個
発行価額	総額 37,032,900 円

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	(第12回新株予約権1個当たり2,860円、第13回新株予約権1個当たり2,789円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	5,020,852,900円
割当先	クレディ・スイス証券株式会社
募集時における 発行済株式数	12,896,110株
当該募集による 潜在株式数	1,310,000株 第12回新株予約権 700,000株 第13回新株予約権 610,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：399,600株 第12回新株予約権：399,600株 第13回新株予約権：0株 (残新株予約権数：9,104個 第12回新株予約権：3,004個 第13回新株予約権：6,100個)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,416,670,000円
発行時における 当初の資金使途	① 社債の償還又は買入消却資金(2,500百万円) ：2017年2月～2020年2月 ② 中期経営方針に掲げた注力分野における成長投資(M&A資金)(2,520百万円) ：2017年2月～2020年8月
現時点における 充当状況	現時点までに調達した資金は当初の資金使途である上記無担保社債の買入消却資金(約5億円)及び海外2社、国内1社のM&A資金の一部(約9億円)に充当済みです。 なお、上記新株予約権の資金使途のうち①の残額(約20億円)については手元資金を充当いたします。

11. 発行要領

別紙ご参照。

以上

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

株式会社メタップス
第 15 回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社メタップス第 15 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
2019 年 10 月 29 日
3. 割当日
2019 年 10 月 29 日
4. 払込期日
2019 年 10 月 29 日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合インフレクション II 号	8,171 個
InfleXion II Cayman, L.P.	3,267 個
フラッグシップアセットマネジメント投資組合 85 号	1,104 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,254,200 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
 本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号(ホ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

12,542 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 882 円（本新株予約権の払込総額金 11,062,044 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1,196 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正又は第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

2020 年 4 月 29 日、2021 年 4 月 29 日及び 2022 年 4 月 29 日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を 1 円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、897 円とする。但し、下限修正価額は第 11 項に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整を受ける。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{発行又は} \\ \text{行使価額} & = & \text{処分株式数} \times \text{1株当たりの発行} \\ & & \text{又は処分価額} \\ & & \text{時価} \\ \text{調整前} & & \\ \text{行使価額} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価（本項第(3)号(ロ)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ロ) 普通株式の株式分割をする場合
調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。
但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価格は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

調整は行わない。

- (3) その他
- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。
- (ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号又は第(4)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 前項により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(2)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2019年10月30日から2024年10月29日（但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得事由

当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり882円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要さないものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 882 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、2019 年 10 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 120%相当額とした。

20. 行使請求受付場所

株式会社メタップス 人事総務部

東京都港区三田一丁目 4 番 1 号住友不動産麻布十番ビル 3 階

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 中野坂上支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。

(3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

株式会社メタップス
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 募集社債の名称
株式会社メタップス第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額
金 1,499,988,000 円
3. 各社債の金額
金 30,612,000 円の 1 種。各社債の口数は 49 口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本新株予約権付社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 払込金額
各社債の金額 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率
年率 1.2%
8. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 申込期日

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

2019年10月29日

10. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2019年10月29日。但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当の条件とする。

11. 募集の方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合インフレクション II 号	32 個
Inflexion II Cayman, L.P.	13 個
フラッグシップアセットマネジメント投資組合 85 号	4 個

12. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2024年10月29日（償還期限）にその総額を各社債の100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 当社に生じた事由による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第15項第(3)号(ハ)①に定義される。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第15項第(3)号(ハ)③及び⑤に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第15項第(3)号(ハ)②乃至⑥に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成をいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

本号(イ)①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(イ)②に基づく通知が行われた場合には、本号(イ)②の手続が適用される。

③ スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ロ) 社債権者の選択による繰上償還

① 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合

② 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2022 年 10 月 29 日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の 2020 年 12 月期以降の各連結会計年度における連結損益計算書上の営業損益が 2 期連続で損失となった場合、又は、当社の各連結会計年度末における連結財政状態計算書上の親会社の所有者に帰属する持分合計の額が、直前の連結会計年度（但し、2019 年 12 月期以降の連結会計年度に限る。）末における連結財政状態計算書上の親会社の所有者に帰属する持分合計の額の 70%を下回った場合

③ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

13. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、2020 年 4 月 29 日を第 1 回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年 4 月 29 日及び 10 月 29 日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、その日までの前半年分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

額を「利息金額」という。

- (2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる時は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。
- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（同日を含む。）から弁済の提供がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年14.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。

14. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

15. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - (イ) 種類
当社普通株式
 - (ロ) 数
本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
 - (ハ) 転換価額
 - ① 転換価額

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (i) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、1,196円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至⑥に定めるところに従い調整されることがある。
- (ii) 2020年4月29日、2021年4月29日及び2022年4月29日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、897円とする(但し、本号(ハ)②乃至⑥に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

③ 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 時価(本号(ハ)④(ii)に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合
調整後転換価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。
但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後転換価格は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (v) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \text{ 当該期間内に交付された普通株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、本号(ハ)③(v)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③又は本号(ハ)⑤に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本号(ハ)③(v)の場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
 - ⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ⑥ 本号(ハ)①(ii)により転換価額の修正を行う場合、又は本号(ハ)②乃至⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
 - (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権の新株予約権者は、2019年10月30日から2024年10月29日(第12項第(2)号(イ)①乃至③並びに同(ロ)①乃至③に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。
- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
- (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
 - (イ) 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (ロ) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後、これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (11) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、第 12 項第(2)号(イ)①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

予約権について準用する。

- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第15項第(3)号(ハ)①(ii)と同様の修正及び第15項第(3)号(ハ)②乃至⑥と同様の調整に服する。
 - ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。
- (ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項第(6)号に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本号に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

16. 特約

(1) 担保提供制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

(ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

(イ) 第12項又は第13項の規定に違背したとき。

(ロ) 本項第(1)号の規定に違背したとき。

(ハ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。

(ホ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

会に提出する旨の決議をしたとき。

- (へ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

17. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

21. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

22. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

23. 財務代理人

本社債の財務代理人は株式会社あおぞら銀行とする。

財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。

財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

24. 準拠法

日本法

25. その他

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。